

Title	合理的選択と政治理論
Sub Title	Rationality and political theory
Author	田中, 宏(Tanaka, Hiroshi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1985
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.58, No.10 (1985. 10) ,p.1- 30
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19851028-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19851028-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 合理的選択と政治理論

田 中 宏

### 問題の提起

政治現象を理論的に解明する上で個々人の合理的行動を想定することは可能か、また妥当なものか。これが本稿で究明したい問題である。この問に対し筆者は肯定の立場をとるものであるが、そのためにまずありうべき反対論を列挙し、それらを逐一検討し、次に肯定の立場からの理論を具体的に提示しようとおもう。

そもそも政治とは人々の集団行動からなるが、その集団行動は個々人の合理的行動のひとつの帰結である。だから政治現象の解明は個人の合理的行動の考察の基礎の上に組み立てられなくてはならない。しかし、この見解に対し以下(1)のいくつかの否定論がある。

その第一は、個人の合理的行動というときの合理的という部分に対するものである。それはおよそ次のようなものである。なるほど日常的な政治現象に関するかぎり、人々の合理的行動を想定して、それらを説明することはできる。しかし非日常的な政治現象、たとえば革命や戦争の現象を人々の合理的行動によって説明することは不可能である。

戦争や革命は極限状況であって、そこでの人間行動は非合理的なものだからである。祖国の独立のために自らの生命を抛つという行為はその一例である、と。

否定論の第二も同じく合理性に関わるものである。人々の合理的行動は精密な思考力と情報とを必要とするが、人々は常に精密な思考力を働かせているわけでもないし、また十分な情報を得た上で行動するものでもない。利得と損失とを秤にかけて行動する経済人ならいざ知らず政治の場での主体の行動はとうてい合理的とはいえない。経済学では合理主義的な人間観を仮定して理論構成をしているが、同じ人間観を政治学に持ち込むのは所詮不可能である、と。

否定論の第三は政治に不可欠な強制力に着目したものである。それによれば強制されることは選択ということと正反対の概念である。しかるに選択ということは合理的行動そのものである。よって強制されるということは合理的行動と両立しない。したがって強制という因子を不可欠のものとする政治を合理的行動で説明することは不可能である、と。

第一と第二の否定論には重複する部分があるが、第一の否定論は人々が現実にもその種の行動をとるとしても、それを合理的行動として認定するかどうかの問題である。第二の否定論は合理的行動が成立するための条件の問題である。どちらの否定論でも、それに対する反論は、合理的行動とはなにか、またそれが成立するための条件はなにか、その条件ははたして現実に達成されるかどうか、の各問題を説明すれば、可能となるのである。これに対し第三の否定論への反論は、強制力の行使とその受容に関して合理性の仮定に立脚する定式化を提示すれば、それで十分である。

以上は個々人の合理的行動という語句のうち後半の「合理的」行動についての否定論であった。しかし今度は前半の「個々人の」という形容句にかかわる異議申し立てである。すなわち政治には集団行動がつきものであるが、この集団行動を個々人の行動にまで分解・還元して理解しようとするのは無理である、というのは個人行動の単なる集計

が集団行動になるものではないからだ。集団行動には個人行動にはない特有の性格がある、もっと有機的な把握が必要であるというのである。これは個人について真であることが同時に集団について真ではないという合成の誤謬を戒めたものと解釈でき、そのかぎりでは妥当なコメントとして受け容れることができる。が、これが集団行動のみが意味をもち、集団を構成する個人の行動はこれを無視してもよいという意味をもつならば、これに賛成することはできない。個人と集団の双方を図式の中にとり入れて、その相互の関係を明らかにすることが肝要であって、いずれか一方のみを考察の対象とすることは妥当ではない。本稿の課題に即して言えば、合理的行動を個人についていうのか集団についていうのか予めこれを明確に区分し、両者の志向するところが一致する場合としない場合のそれぞれの条件を明示しておく必要があるということである。

以下、第一節では合理性について説明し、第一と第二の否定論に反論する。そして合理的行動としての強制力の行使と受容を定式化する。それをもって第三の否定論への反論とする。第二節では合理性が個人についていわれる場合と集団についていわれる場合とを区別し、再び第一の否定論に反論する。第三節では個人の合理性の志向するところと集団の合理性の志向するところが乖離するとき、その乖離を埋める方策がほかならぬ政治、それも「必要不可欠のものとしての政治」であることを論ずる。すなわちソーシャル・ディレンマと強制力行使のそれぞれの定式化を結合する。第四節ではプラトン、ホッブス・ロック、ルソー、ロールズ等の学説に共通の形式に着目し、それを合理的行動を想定した理論として説明する。

なお政治を次のように規定する。すなわち政治とは問題解決の一方法であり、その方法の特色は、人々に強制的に共同歩調 (concerted action) をとらせるところにある<sup>(2)</sup>。ここに共同歩調とは集団の各成員が共同で単一の意思決定をすることを指す。これは各人が単独に別々の意思決定をするケースと対比される。なお本稿では集団行動を共同歩調と等義に用いている。

- (1) これらの否定論は非公式な談話や手紙の中に表明されているもので、ここではその出所を明示することはしない。
- (2) 拙稿「規範政治学の基礎—ソーシャル・ディレンマとインテンシティ—」『慶應義塾創立百二十五年記念論文集(法学部政治学関係)』(一九八三年所収)。および拙稿「政治学に対する経済学的アプローチ」堀江湛・花井等編著『政治学の方法とアプローチ』(一九八四年所収)を参照。

## 第一節

われわれには欲求の対象が数多くある。それは、われわれにとって「ないよりはあった方がよい」というものが数多くあるという意味である。このような「もの」の中には自分のパンやバナナはもとよりのこと、生命、自由あるいは家族の幸福や安全、また国家の独立、世界の平和も含まれる。ここに「ないよりはあった方がよい」ということを「効用」ないし「利得」といい、効用をもたらす「もの」を財(goods)という。これは「善」といってもよい。政治学ではこれを「価値」とよんでいる。例えば「価値の剝奪」。また日常語では財を単に「目的」と呼んでいる。財は自分一個にかかわるだけではなく他人にかかわるものも含まれる。例えば自分の家族の幸福や世界の平和ということも含まれる。したがって「自己の効用の最大化をはかること」は必ずしも「利己的(selfish)であること」を意味するとはかぎらない。

なおわれわれにとって「ないよりはあった方がよい」が、「いまある以上にもっとほしい」というものを経済財(economic goods)といい、「ないよりはあった方がよい」が、「もうこれ以上はいらない」というものを自由財(free goods)という。例えば空気は自由財。

さて個人の目的は数多くあるが、それらの間に選好順位がある。その選好順位は推移的(transitive)であると仮定しよう。つまり目的がA、B、Cの三つとしたとき、AをBよりも、またBをCよりも選好するならば、AをCより

も選好するということを推移的であるという。これは、CをAよりも選好するとした三すくみの状態を排除することを意味する。ところでこの順位は人によってことなる場合もあれば、同じ場合もある。例えば、ある人にとっては祖国の独立を自己の生命よりも上位におくが、別の人にとってはその順位が逆になっていることが往々にしてある。

さて個人の追求する目的は数多くあるが、それらを達成するための手段は相対的に稀少である。したがってすべての目的を同時に達成することは不可能である。ここに目的に関して取捨選択をするという行為が必要になってくる。すなわち選好順位の高い目的を取る、つまりそれらに手段を割り当てて実現をはかるが、他方選好順位の低い目的はこれを捨て、つまりそれらに手段を割り当てず、したがってその実現を断念する、という行動をとることになる。このことは選好順位の高い目的の達成のために選好順位の低い目的の達成を犠牲にすることである。目的の達成を利益 (benefits) といい、目的達成を断念すること、あるいは「その実現が断念される利益」を費用 (cost) というならば、これは利益が費用を上まわることの意味する。このような行動を合理的 (rational) といおう。他方、選好順位の高い目的の達成を断念し、かわりに選好順位の低い目的の達成のために稀少な手段を割り当てるのは不合理であるという。これは利益が費用を下まわること指す。

一 与件 (data or parameters) とは行動主体にとりコントロール不可能な条件を指すが、いまの場合選好順位や手段の稀少性の程度等がその具体例である。しかしこのほかにひろく環境をも含むと考えてよい。ただ与件とはあくまで相対的なものである。というのは例えば短期では与件であるようなことがらも長期的には主体の側でそれを変化せしめることができるからである。この与件の下で個人は合理的行動をとるのであるから、ある特定の行動はある与件の下では合理的であっても、その与件が変化した場合には不合理な行動になる。特定の行動が合理的か否かはあくまでその主体の置かれた与件次第ということになる。

以上のことを念頭において若干の事例を挙げてそれについて考えてみたい。その第一例は、自己の生命を抛ってで

も国家のために尽すという行為は非合理か、あるいは「われに自由を与えよ、さもなくば死を与えよ」という信条の下に行動することは非合理か、というものである。これは合理的行動とすべきであろう。行動している人の選好順位は国家あるいは自由を自分の生命よりも上位におくもので、その選好順位にしたがって行動するから合理的である。この行動を不合理とみるのは、そのように断定を下す人の選好順位が自己の生命を自由や国家よりも上位にしているからにはかならない。自己の選好順位を他人のそれとが常に同一であると錯覚していることから生ずる誤謬である。

例二、合理的行動は精密な思考力と十分な情報を要するものか。これに対する答も否定的である。もとより合理的行動に精密な思考が伴う場合もあるが、そうでない場合もある。そうでない場合の一例として天候の良い悪いが人出を左右することを挙げるができる。夏の暑い日の野球場で人々が日蔭をもとめて動くのも別の一例である。精密な思考を忌避し、事態を成り行きにまかせることも合理的行動である。そもそも思考力を働かせるという行為は一方では利益をもたらし他方では時間や労力の投入という犠牲あるいは費用を必要とする。後者が前者を上まわると感ずるとき人は思考力を働かせることはしない。この場合無智の状態が出てくるが、これも合理的行動の結果なのである。情報に関しても同じことがいえる。情報を収集し分析することの利益がそれに伴う犠牲ないし費用を上まわる人は情報の収集・分析をし、逆の人は情報の収集も分析もしない。前者は *leaders* に後者は *followers* になるのである。つまり *leader* になるか *follower* になるかは個々人の合理的な選択結果なのである。<sup>(1)</sup>

例の三。人から強制されることは自主的な選択行為と相容れない。自主的な選択行動は合理的行動の別名と違ってもよいから、強制されることは「される」側の人にとって合理的行動ではない。政治に「強制する、されること」が不可欠というならば、政治現象を合理的行動でもって説明することはできない。この主張に対しては、強制についての首尾一貫した定式化を提示する以外にはない。以下その定式化を示してみよう。<sup>(2)</sup>

議論を単純にするために個人Aが個人Bに強制力行使するケースを考えよう。これは、AがBの与件を操作する<sup>(3)</sup>

ことによりBの予想状態を悪化させ、同時に自己の予想状態を良化することである。ここに予想状態という語句のかわりに期待効用あるいは予想利得なる語句でもよい。説明の便宜上予想利得という指標でAやBの予想状態を示すことにしよう。語句のこのような読みかえは議論の内容を変更させるものではない。Aが操作するBの与件を $g$ であらわす。ここに操作するというのは、 $g$ が $g_0, g_1, \dots, g_n$ のどれかの特定値をとるように $g$ を変化させることとする。ただし $g$ が $g_0$ の値をとることは操作しないことを示し、 $g_1, g_2, \dots$ となるにつれて操作の幅が大きくなり、 $g_n$ にいたってその幅は最大になるとする。つまり

$$g_0 \langle g_1 \langle \dots \langle g_n$$

とする。ところで $g_i$  ( $i=0, 1, 2, \dots, n$ )の値に一对一で $\beta_i$ が対応するとしよう。ここに $\beta_i$ とは $g_i$ の下でBが直面する複数の予想利得の中から選択する最大の予想利得であるとし、しかも

$$\beta_0 \rangle \beta_1 \rangle \dots \rangle \beta_n$$

としよう。<sup>(4)</sup>このときBは $\beta_0$ を選択したいと思うであろうが、それはAの意向次第である。かりにAが $g$ を操作してBの与件を $g^*$ の水準に設定するとすれば、その下でBは $\beta^*$ 以下 $\beta_n$ までの値の中から最大の予想利得 $\beta^*$ を選択せざるを得ないことになる。結局

$$\beta_0 - \beta^*$$

がBにとっての犠牲の大きさであり、強制力を行使されたことの指標となる。この指標で示されるものをペナルティ $\Gamma$ とよぼう。

ではAはどうして $g^*$ を選択するのか。それはAにとってそうすることが最も都合がよいからである。ここに「都合がよい」ということをその予想純利得を最大化することと表現しよう。予想純利得とは予想利得から費用を差し引いた残余である。この点についてはすぐ後で説明する。Aは $g$ を大きくするにつれ、より高い予想利得 $\alpha$ を入手できる



とする。つまり  $g_i$  に対し  $\alpha_i$  が対応するとすれば、

$$\alpha_0 \wedge \alpha_1 \wedge \dots \wedge \alpha_n$$

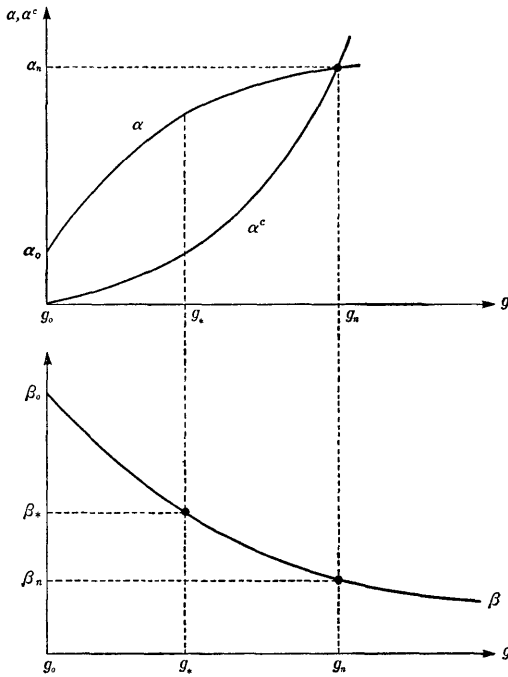
となるのである。これはAにとって介入する価値があることを示している。もし  $g$  を増加させても  $\alpha$  が不変ないし減少するならば、Aは介入する価値はないとみるであろう。それはともかくとして  $\alpha$  の増加の仕方は逓減するとしよう。他方  $g$  の値が増大するにつれ、それともなう費用  $\alpha$  は増大する。 $\alpha^0$  とは、もし  $g$  を動かす時間や労力を他に転じたならば得られる予想利得のうちの最大のものの系列とする。 $g_i$  に対応して  $\alpha_i$  ( $i=0, 1, 2, \dots, n$ ) があるとすると、

$$\alpha_0 \wedge \alpha_1 \wedge \dots \wedge \alpha_n$$

であるが、その増加の仕方は逓増的であるとしよう。なお予想純利得は、

$$\alpha_i - \alpha_i^0 \wedge 0 \quad (i=0, 1, 2, \dots, n)$$

であると定義するが、Aはこの予想純利得を最大にするような  $g$  の値  $g^*$  を求めると考えるのである。 $g^*$  は  $g_0$  から  $g_n$  に至る系列のどこかに位置するわけであるが、それがどこになるかは  $\alpha$  と  $\alpha^0$  の形状に依存する。ここではさしあたり  $g_0$  と  $g_n$  の中間にあるとしよう。このようにBにとってはAの干渉さえなければ  $\beta_0$  という最大の予想利得が入手できる。にもかかわらずAの干渉のためにそれより低い  $\beta_*$  に実際上止まるわけで、ここにBのAに対する怨念が生ずるのである。なおAはBに対し  $\beta_*$  のみを提供するのではなく、 $\beta_*, \dots, \beta_n$  までをメニューとして提供するのであって、これに対しBは最大の  $\beta_*$  を選択するわけである。<sup>(5)</sup> AにとってはBをして  $\beta_n$  の予想利得をとらしめるように  $g$  を操作することがその予想利得を大にするように見えるが、それは当然費用を逓増させるから予想純利得はかえって減少する。したがって  $g_n$  ではなく  $g^*$  の水準がAにとり最適なのである。<sup>(6)</sup> 以上を図示すると左の第一図のようになる。第一図の上図はAの、下図はBの事情を示す。



第1図

以上を念頭においてふたつの事例を考えてみよう。

第一の事例。嘘をつくことあるいは事実の部分的強調は強制である、ということ(7)を説明しよう。あることに(7)関してB自身がとりうる選択肢が $\beta_0 \dots \beta_*$ 、 $\beta_n$ であって、そのことをAは十分知っているが、Bはなにも知っていないとしよう。しかるにAはBに対しBのとりうる選択肢が $\beta_* \dots \beta_n$ のみであると告げるとする。Bはもとより $\beta_*$ をとるが、事後に $\beta_0 \dots \beta_*$ までも実は選択可能だったということがわかったとする。Bは $\beta_0$ から $\beta_*$ を引いた差額だけ損をしたことになり、Aを怨むことになる。これはBに

対するAの強制力行使である。Aをマスメディア、Bを一般大衆を形成する個人とすれば、マスメディアがBに対し情報操作をすることによって強制力を行使したことになる。マスメディアが「第四の権力」といわれる所以である。

第二の事例。個人Aが個人Bの秘密をにぎっており、「金を出さぬとそのことを暴露する」といってBをおどしたとする。AにとってはBの秘密の暴露は自分も傷つくために出来れば避けたいと思っているとする。以上をいままで述べた用語で説明するところなる。Bにとって金をAに出すことは利得 $\beta_*$ を、出

さないでいることは $\beta_0$ 。暴露された時の状態は $\beta_1$ でそれぞれ示される。Aにとっては何もしないでいることは $g_0$ 。因果を含めることは $g_*$ 、実際にBの秘密を暴露することは $g_0$ で示される。AはBに対し $\beta_1, \dots, \beta_n$ の中から選択せよとメニューを提示し、Bは、 $\beta_*$ を選択することになる。Aが何もしなければBは $\beta_0$ を選択できたのに、である。これはBにとって強制である。しかるにここであらゆる不当な行為に対し法による禁止がなされると、それはAにとって $g$ を操作することの犠牲あるいはコストが高くつくことを意味する。つまり $\alpha_0, \dots, \alpha_n$ の各項がいずれもその値を大にすることになり、その結果、Aの予想純利得を最大化する $g_*$ が小さくなり、ついには $g_0$ と一致することもありうる。すなわち何もしないことがAにとって最適行動となりうるのである。

なお蛇足ではあるが、BについてもAを強制することの予想純利得を考慮することができる。ただBの場合には予想純利得を最大化する途はAの与件を操作しないことである。つまりAの与件の操作はBにとって余りに高くつきすぎで割に合わないのである。

ここで第三の否定論を考えてみよう。その主張は、合理的選択行動と強制されることは両立しない、したがって強制を不可欠の要因とする政治を合理的選択行動で説明することはできない、というものであった。どう答えるべきか。Bの行動に焦点をあててみよう。彼の行動は二段階からなる。第一は特定の与件の下でBが複数の選択肢から最良のものを選択するということである。つまり $g_0$ の与件の下では $\beta_0$ 、 $g_1$ の下では $\beta_1$ 、という具合で結局 $\beta_0, \dots, \beta_n$ が第一の選択の結果残されたものである。本来ならばこれが第二の選択の対象範囲となりうるのだが、Aによる与件操作のために、それがせばめられて $\beta_*, \dots, \beta_n$ の範囲のものが提示される。Bは最終的には $\beta_*$ を選択する。これが第二段階である。以上のことから強制と選択行動は両立する。強制されることは選択対象の幅がせばめられることであって、選択行動そのものを排除するものではない。

(一) Anthony Downs, *An Economic Theory of Democracy*, Harper and Row, 1965, pp. 247-253. 拙稿「代議制民主主義と情

報のコスト」法学研究（一九八〇年）五三卷九号。

(2) 拙稿「規範政治学の基礎——ソール・ディレンマとインテンシティー——慶應義塾創立百二十五年記念論文集（法学部政治学関係）（一九八三年）」をも参照のこと。

(3) BがAに強制されることを、Bの与件がAによって操作され劣悪な状況に陥ることと定義したのはハイエクである。ただし彼は強制力を行使するAの側の事情に言及してはならない。F.A. Hayek, *The Constitution of Liberty*, Routledge and Kegan Paul, 1960, pp. 21-22, p. 133, p. 139. を参照。

(4) 不等号の向きが逆「つまり  $\beta_0 \wedge \beta_1 \wedge \dots \wedge \beta_n$  ならば  $\beta_0 \cdot \beta_0$  は bribery となる。強制と bribery とは影響力の二形態である。

(5) この点については前掲拙稿「規範政治学の基礎」では言及していない。なお、実際にベナルティーを加えることと、それを予告して威嚇 (threat) することとを区別した方が正確である。強制とはこの後者である。

(6)  $g_*$  が  $g_n$  に一致するときはAの予想利得  $\alpha_*$  は最大値  $\alpha_n$  に一致する。またこのときBの状況は最悪になる。つまり彼の最適の予想利得  $\beta_*$  は  $\beta_n$  に一致するのであって、このときAのBに対する強制は最大となる。また  $g_*$  が  $g_0$  に一致するときはAのBに対する強制はゼロである。こういう事態をもたらす理由のひとつとして  $\alpha_0 \parallel \alpha_1 \parallel \dots \parallel \alpha_n$  のケースをあげることができる。つまりAの側にBを強制することのインセンティブがないのである。本文ではこの両極端の中間のケースを取り扱っている。つまり強制が部分的である場合である。

(7) E. Mack, "Natural and Contractual Rights," *Ethics*, Jan., 1977, pp. 153-155. を参照の上、対比せよ。ただし強制力の定義はマックと筆者とは異なる。なお Hayek, *op. cit.*, pp. 143-144. を参照。

## 第二節

合理的行動というとき、それが個人についていわれるのか集団についていわれるのかを区別する必要がある。それは両者が一致することも乖離することもあるからである。とりわけ後者は大切である。それはそのときこそ政治が不可欠な解決法となるからである。

利益を共有する人々の集合を集団ないしはグループとよぼう。<sup>(1)</sup>この利益を享受するには、人々の一部が一様になにがしかの犠牲を払わなくてはならない。誰も犠牲を払わなければ、この利益は実現せず、グループは存在しないことになる。ただしこの利益は、いったん実現すると、その実現のために犠牲を払わぬ者もひとしく享受できる性格をもつとし、この性格をもつ利益を共通利益とよぶことにする。経済学でいう公共財である。その人々が共通利益の実現をはかるべきか否かの選択をせまられていとうしよう。その際各人が心中以下のように考えることは十分ありうるであらう。(i)「皆が一致協力して共通利益を実現した場合と皆が一切協力しないため共通利益が実現しない場合とを比較するならば前者の方が望ましい」。しかし(ii)「自分一個としては協力する意思があるかと問われれば、それはない」と。もし各人がこのように考えるならば共通利益は実現せずに終わる。(i)(ii)がともにすべてのメンバーについて成立するとき、それをソーシヤル・ディレンマという。これは以下のように定式化できる。<sup>(2)</sup>

$n$ 人 $(N)$ からなる人々の集合を考える。各人は共通利益の達成に協力するか否かを選択するものとする。協力することからの個人の予想純利得を $c$ とする。ここに純利得<sup>(3)</sup>とは利得から協力のために払う犠牲を差し引いた残余をいう。他方、共通利益達成に非協力のときの個人の予想利得を $d$ としよう。 $d$ を純利得といわずに単に利得というのは非協力には犠牲が伴わないからである。 $c$ 、 $d$ の値はともに何人協力するかによって変わってくる。つまり協力する人数の関数である。いま自分を除く他の人々が皆協力してい、自分もそれに加わるとき彼個人に帰属する予想純利得は $c$ 、 $d$ 、自分を除いてすべてが非協力であるとき自分も同じく非協力の途をとるとすれば、そのとき彼個人に帰属する予想利得は $c$ 、 $d$ であらわされる。 $c$ 、 $d$ のカッコ内の数は協力する人数である。さて(i)によれば、

$$(1) \quad c < d \quad (2)$$

が成立する。(1)をみたま共通利益 $c > d$ を公益<sup>(4)</sup>とよぼう。よって $c > d$ 、 $c > d$ をみたま $c > d$ は共通利益ではあるが、公益とはいわないことになる。

さて(1)は、かりに自分を含めてすべての人が協力・非協力のいずれの面でも同一歩調をとることを前提とするならば、各人は協力と非協力のうち協力の途を高く評価し、その方を選択するというものである。これを集団合理性といおう。ところで実際には自分をも含めてすべての人が同一歩調をとる場合は少ない。人々は協力する人としていない人とわかれる場合が多い。この場合をも考える必要がある。これは(ii)の定式化にかかわる状況である。

いまかりに、各人が、自分を除いて協力する人が  $m$  人でしかないと予想するとする。このとき彼が協力すれば、その予想純利得は  $v(m+1)$  で、他方自分が協力しないときの予想利得は  $v(m)$  で示される。したがって(ii)の意味するところを式で示すと、

$$v(m+1) \geq v(m) \quad 0 \leq m \leq n-1 \quad (2)$$

であらわされる。これを個別合理性とよぼう。全員が同一歩調をとるならば、公益は実現するが、同一歩調の保証がないかぎり各人は個人としては非協力の途を選択する、したがって公益は実現しない。これが(1)と(2)とが合して意味していることであり、ソーシャル・ディレンマの定式化である。(1)は公益が潜在していること、(2)は各人が公益の実現の上でフリー・ライダーであることを示している。これは集団合理性と個別合理性のそれぞれの志向する目的が背反している状況である。

ところで(2)の不等号の向きが逆、つまり

$$v(m+1) < v(m)$$

であれば、各人は協力の途を選択するから、公益は実現する。各人の自利追求の行動が公益を自動的にもたらすのである。

ここで合理的選択行動を議論の前提とすることに反対の主張を再びとり上げよう。それは、戦争とか革命といった人間の極限状況での行動は決して合理的とは言えない、というものであった。しかし戦争や革命は集団現象であるか



動と断ずるのは人々の現実の与件(四)を誤まって(イ)と認定したことの結果である。人々の行動そのものが不合理だということではないのである。同じ論法は他の多くの問題についても適用できる。例えば、地球全体の環境汚染・破壊の防止を人々が願っていないが、その進行が止まないことを指して、人々は不合理な行動をしていると断ずる如きがそれである。また代議制民主主義の下において国事がおろそかにされることを以て国民が不合理だとする考えがそれである。いずれの場合も形式は同一であって、ともにソーシャル・ディレンマなのである。各人の与件が異なれば、合理的行動をとるかぎりその手段とするものは異ならざるを得ない。手段とするものが異なることを以て各人の行動が不合理だと断ずるのは正しくはない。各人の行動そのものは合理的なのである。

(1) Mancur Olson, Jr., *The Logic of Collective Action* Schocken, Books, revised edition, 1971, p.8.

(2) この定式化は、ドーズによる。但し彼の説明は短くので、かなりの補筆をした。Daves, R.M., "Formal Models of Dilemmas in Social Decision-making," in *Human Judgement and Decision Processes*, Kaplan, M. F. and Schwartz, S., ed., Academic Press, 1975, pp.89-90.

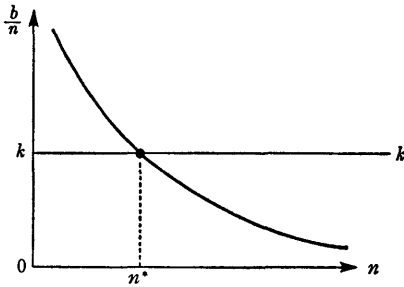
(3) ドーズは予想純利得とはいっていない。単に利得という語句を使っている。

(4) ドーズは公益についてなんら言及していない。公益の定義については前掲拙稿「政治学に対する……」八八頁参照。

(5) 個別合理性と集団合理性のタームを用いたのはアローとドーズである。但しアローはソーシャル・ディレンマと結びつけて用いてはいない。ドーズは個別合理性と集団合理性という語句は用いているが、アローは集団合理性のかわりに社会的合理性 (social rationality) を用いている。Arrow, K. J., *The Limits of Organization*, W. W. Norton & Company, 1974, ch. 1, pp. 13-29. なおこの点については高木武則「集団行動の分析」政治学研究十四号、一一七—一二八頁参照のこと。

(6) Daves, op. cit., pp. 100-102. なおここでソーシャル・ディレンマの例示をしよう。オルソンIIメシクスのユニオン・ゲームをとりあげる。いまn人からなる人々が労働組合に入るかどうかの問題を考えているとする。n人の人々は同一の職場にあることはいままでもないが、(a)組合に入るには一人あたり犠牲を払わなくてはならないとする。このnは組合費やその他組合活動に必要な労力や時間の投入等の犠牲の合計されたものと考えてよい。nは各人共通であるとする。さて(b)もし組合に入ると、各メンバーはもすつの予想利得を享受するが、組合に入らずしたがってnを支払わぬものもこの利得を享受できると





しよう。ここに  $b$  はたとえは労働条件の改善（たとえば賃金率の引上げ）をあらわすものと考えておこう。ただし  $b$  は  $n$  よりも大であるとする。(c) なお、 $b$  を得ることの確率は  $k$  の支払をする人の数をメンバーの数  $n$  で割ったものに等しいと考えよう。いま各メンバーは自分以外の  $m$  人が各自  $k$  の支払いをする予想する。このときその組合に入ることの各人の予想純利得は

$$\left(\frac{m+1}{n}\right) \cdot b - k$$

であり、他方組合に入らないときの予想利得は

$$\left(\frac{m}{n}\right) \cdot b$$

で示される。前者が後者より大であれば、各人は組合に入り、逆の場合には入らない。後者のケースはソーシヤル・ディレンマである。前者から後者を引いた差は、

$$\frac{b}{n-k}$$

である。これが正ならば各人は組合に入り、負ならば誰も入らないから組合はつぶれる。(Davies, op. cit., pp. 100-102. による。なおメシククのオリジナルな定式化については Messick, D. M., "To Join or Not to Join: An Approach to The Unionization Decision," *Organizational Behavior and Human Performance*, 10, 1973. を参照)。オルソンは  $b$  と  $k$  を一定とし、 $n$  の大ききすなわち、グループの規模に着目する。 $n$  が大きくなるほど右の残差は小さくなるから、各人の組合入会のインセンティブは少なくなる。 $n$  の値が小さくなるにつれ、インセンティブは大きくなる、という。図で示すと上図のようになる。

$n$  が  $n^*$  よりも小であれば、各人は入会する。この規模のグループを小グループ (small group or privileged group) とよぶ。 $n$  が  $n^*$  より大となると各人はフリー・ライダーになるのである。この規模のグループを大グループ (large group or latent group) という。オルソンによれば、各人がフリー・ライダーになるか否かはグループの規模によるというものである (Olson, op. cit., p. 44. なおオルソンはこのような定式化も図解もしていない)。ただしこの主張はあくまでも  $k$  の値と相対的であることに注意する必要がある。 $b$  が大きくなったり  $k$  が小さくなると  $n^*$  が大となるからである。

さてオルソンの大グループがソーシャル・ディレンマをもたらすことは簡単にわかる。

$$c(m+1) = \left(\frac{m+1}{n}\right) \cdot b - k \quad 0 \leq m \leq n-1$$

$$d(m) = \left(\frac{m}{n}\right) \cdot b$$

とおくことができるから、これより

$$c(n) = b - k$$

$$d(0) = 0$$

となる。前提が

$$b - k > 0 \quad \text{and} \quad \frac{b}{n} - k < 0$$

であるから

$$c(n) > d(0)$$

$$c(m+1) > d(m)$$

が同時に成立し、ソーシャル・ディレンマであることが知れる。なおドーズはかかる論証はしていない。

### 第三節

ではソーシャル・ディレンマから脱却しようという意向が人々の間に強い場合にはどのような方法がとられるか。

それは強制力を用いてフリー・ライダーを防止することである。具体的にはフリー・ライダー防止のルールを設定し、それを各個人に強制的に遵守させることである。強制されるのはその集団の任意の個人であり、強制するのは(1)人 (2) 人 (3) からなる集団である。以下では強制される側と強制する側の、それぞれの行動を順次説明する。

各個人がフリー・ライダーにならないようにするには(1)式が成立しないようにすることである。すなわち

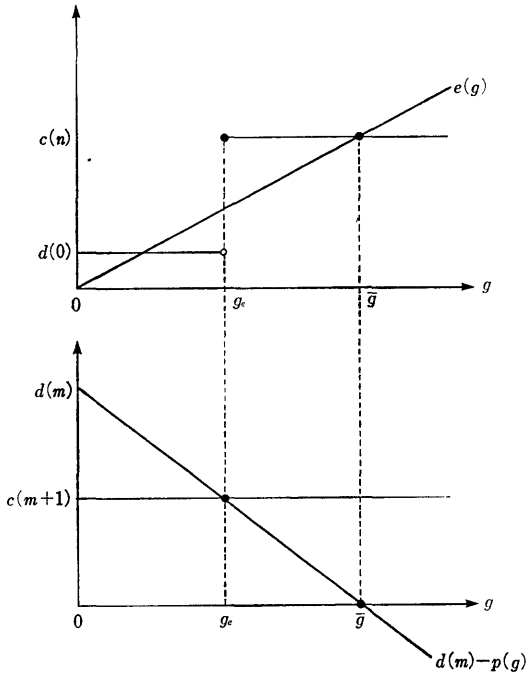
$$d(m) - a > c(m+1)$$

が成立するようにペナルティー  $p$   $(\leq \vee \ominus)$  の大きさをきめることである。つまり各個人の、非協力の予想利得から予めペナルティーを差し引いておき、その値が、各個人の協力の予想純利得の値より小となるようにすることである。各個人は大なる利得をもたらす方を選択するから、協力の途を選択することになる。フリー・ライダーは生じないのである。さて、各個人にとって  $d(m)$ ,  $p$ ,  $c(m+1)$  の値は所与である。本来ならば  $d(m)$  を選べるのに、ペナルティー設定によって  $c(m+1)$  の利得で我慢しなくてはならない。これは定義によって各個人が「強制される」ことである。

さてペナルティーを設定・強制するのは  $(\mathcal{S}-i)$  人の集団である。これは個人の力では不可能であるからだ。換言すれば、任意の個人の与件を操作するのは他の  $(\mathcal{S}-i)$  人からなる結託である。さらに別の言い方をすれば、任意の個人  $i$   $(i=1, 2, \dots, n)$  は別の個人  $j$   $(j=1, 2, \dots, n)$  が非協力であるときには、他の  $(\mathcal{S}-i)$  人と結託して  $j$  に対抗することである。

さて前節では  $A$  が  $B$  を強制することの定式化をした。その定式化をここに適用すればよい。ただしいまのケースでは  $B$  は任意の個人  $i$ 、 $A$  はその個人をのぞく  $(\mathcal{S}-i)$  人からなる結託である。 $A$  が  $B$  の与件  $g$  を動かすことによって入手する予想純利得とそのため犠牲ないし費用を第二図の上図に示している。ただしここでは集団  $A$  の予想純利得と費用を成員一人あたりの予想純利得  $(\mathcal{S})$  ないし  $(\mathcal{C})$  と成員一人あたりの費用  $(\mathcal{C})$  (単純化のため直線) で示している。なお  $e$  は  $g$  の増加関数とする。 $A$  の行動は集団行動であるから、その利得は  $(\mathcal{S})$  か  $(\mathcal{C})$  かの一方でしかない。そしてそれらは  $g$  に関して一定であるとしよう。また  $g$  が一定値  $g_0$  未満であれば各個人はフリー・ライダーになろうとするから、利得は  $(\mathcal{C})$ 、 $g_0$  以上であればフリー・ライダーは皆無であるから公益  $(\mathcal{S})$  が達成されると考えることができる。つまり、利得は、

$$(0) p \leq g < g_0$$



第2図

$$c(m), g, \bar{g}$$

である。 $g$ についてはすぐ後に説明する。

さて強制される側の任意の個人の説明をしよう。これは第二図の下図に描かれている。任意の個人は自分をのぞく  $m$  人が協力するとの予想の下で選択をおこなうとする。彼にとって  $d(m), c(m+1)$  は所与であり、またこれらは  $g$  の値からは独立である。ペナルティー  $p$  は与件の値  $g$  の増加関数（単純化のため直線で示す）であり、 $g$  がゼロの時はペナルティーもゼロであるとする。すると

$d(m)-p(g)$  は下図のように右下りで表わされる。いま  $c(m+1) = d(m) - p(g)$  をみたす  $g$  が存するとし、その値を先述の  $g^*$  とすると、 $g$  が  $g^*$  以上になると  $c(m+1) \geq d(m) - p(g)$  であるから任意の個人はフリー・ライダーにならない。よって  $c(m)$  が実現する。また  $g$  が  $g^*$  未満であれば、 $c(m+1) \wedge d(m) - p(g)$  であって、彼はフリー・ライダーになるから、 $d(0)$  が実現する。

いま図のように集団  $A$  が予想利得と費用との差を最大化する  $g$  の値  $g^*$  がたまたま  $g^*$  であるとすると、 $g^*$  の下での  $p$  の値  $d(m)$  と  $c(m)$  との差がペナルティーの大きさとなり、

そこでは公益が実現する。つまり集団Aは任意の個人Bに対し予想利得  $u(m) - p(g)$  (ただし  $g \in \Omega$ ) の集合を提示する。任意の個人Bはその集合の中から最大の予想利得  $u(m) - p(g)$  ( $= c(m+1)$ ) を選択するのである。結局フリー・ライダー防止のための最小のペナルティーが実現するが、それは集団がフリー・ライダー防止のためのコストを最小化する行動から決定されるのである。Bは正にAの思うツボに入るのである。なお第二図の上の図で  $u(0)$  の値だけがもっと高い水準にあった(もちろん  $g$  より小であるとして) とするならば、Aにとっての  $g$  の最適値  $g^*$  がゼロ、したがってペナルティーはなく、したがってBはフリー・ライダーになり、かくて公益は実現しない。 $g$  の値のみが小さくなることによっても、あるいは費用関数の形状如何によっても、同じ事態が生ずるのである。要は  $g$  の差が小さくなればなるほど、換言すれば公益に対する欲求の度合が小さくなるほど、あるいはペナルティーを課すことのコストの上昇が急激であればあるほど、ソーシャル・ディレンマは放置されやすくなる。すなわち公益の実現は困難になる。

以上の主張に対し次のような批判がありうる。すなわち以上の議論は人々が自分で自分を強制しているといっているにすぎない、自分が自主的にそうするということは言葉の真の意味で強制とはいわないのではないかと、と。

しかし、人々が自分で自分を強制する、ということは正しくはない。これは個人の観点と集団の観点を混同しているからである。個人の観点からいうと、つまりここでいう「自分」を個人ということにしてみると、たとえば任意の個人  $i$  が強制されることは、その与件を操作されて利得が減少するということである。では与件をどのように操作するのは誰か。  $i$  自身であろうか。  $i$  ではない。もし自分で操作できるならそれは与件とはいわないからだ。では別の任意の個人  $j$  であろうか。  $j$  でもない。  $j$  は個人であるから、彼一個の力では個人  $i$  の与件の操作は不可能という仮定に反するからだ。では誰か。それは  $i$  以外の他の成員からなる集団である。集団は個人ではない。さて今度は集団の観点から考えてみる。つまりここにいう「自分」なるものを集団としてみるわけである。集団は与件を操作しう

るから、集団が強制する立場にあることはわかる。しかしその同じ集団がその与件を操作されるといふこと、つまり強制されることは、今までの文脈に限定するかぎり、ありえないのである。かくして上記の批判は「自分」という語をある場合には個人の意に、また別の場合には集団の意に用いるべきところを、そうしていない。ここに混乱の原因がある。批判は的外れである。

(1) これは、各個人の力が等しいということ、また結託は人数が比例する以上の力をもたらしということの仮定からの帰結である。

(2)  $i$  が  $j$  に加担しないこと、つまり (2) 対 1 の関係を維持しようとする意向が各人にあるとき、各人は法によって統治されることを是認したことになる。これが政治的権力発生の根源である。Gauthier, D.P., *The Logic of Hobbes*, Oxford, 1969, p. 106, p. 110, p. 148 の断片がヒントになった。

(3) 筆者はかつて公益 (G) をもたらすベナルティ  $p$  の値は (G) そのものより小さくなる必要があると指摘した。前掲拙稿「規範政治学の基礎」一九三頁及び同「政治学に対する経済学的アプローチ」九〇頁参照。しかしここではその理由を十分に説明していない。P の上限はここでいう  $g$  に対応する  $g$  (G) とするのが適当である。また前稿ではベナルティを最小化すべきだとも指摘したが、その理由を明らかにしなかった。本稿ではその説明を提供している。すなわち公益 (G) を入手するために集団が任意の個人のパラメータを操作するに必要な社会的コストを最小化するように  $g$  の値したがってベナルティ  $p$  の値をきめるといふこと、これである。

#### 第四節

本節では前節の論理がプラトン、ホブス、ロック、ルソー、ロールズ、の学説に共通の核となつて示す。もとよりこれら諸学説には多くの相違点があるが、以下ではそれらに共通している骨格だけを取り出し、それに説明を加えていくことにする。まずホブス、ロックの主張からみていこう。

さて政府はなぜ必要か。この問に答えるには、政府のない状態を想定し、そこに生ずる不都合をみきわめ、その上

でそれを解消するしくみとして政府の役割をたしかめればよい。まず人々は多様な欲求をもっている。たとえば他人より優越したいということ、名誉、あるいは衣、食、住のことなどである。これらの欲求を充足させる手段は不足しているから、この手段をめぐって人々の間に利害の対立が生ずる。これらの人々は能力においてほぼ等しいとすれば、その対立は終結せず、ホッブスのいう「万人の万人に対する闘争状態」が生ずる。このような場合、各人の生命、自由、財産の保全は困難となり、その生活は悲惨である。同じ力働の人どおしの間では、勝つか負けるかは事前には定かではない。その際に敗れたときの損失と勝ったときの利得とを事前に比較するならば、人々は前者を重く評価するのであろう。そうだとすれば、人々是最悪の事態に対する方策を事前に講ずるのであろう。すなわち最悪のいくつかの事態を予想・比較し、それらの中で最良の事態を招来するよう工夫するであらう。例えば、自分が人に敗れたときは、少なくとも自分の生命、自由、財産が保証され、そのかわり自分が勝った場合には、他人の生命、自由、財産を保証するのである。つまり一種の保険契約を結ぶのである。しかしこの契約を人々が守るかという点、そうではない。というのは契約した後で自分一人それを破って他の人々の背後から矛を揮うことは契約を守ることより利得が大と予想されるからである。すべての人が同じ打算をするならば、事態はやはり「万人の万人に対する闘争状態」に逆戻りすることになる。これはまさにソーシャル・ディレンマの状況である。<sup>(2)</sup>すなわち各人の生命、自由、財産の保証は各人の協力がなくては達成されない。そしてそれが達成された状態からの各人の純利得は $(\text{C})$ 、また人々がまったく協力しない、いわゆる闘争状態からの各人の利得は $(\text{D})$ として示すことができる。しかも人々は前者を後者よりも選好するから、まず(1)式が成立する。しかし各人は自分を除く $m$ 人が契約を遵守すると予想し、その下で契約を自分は破るといふのであるから、契約破棄という非協力の行動からの利得 $(\text{B})$ が、契約遵守という行動からの純利得 $(\text{A})$ を上回っていること、つまり(2)式が成立していることになる。(1)(2)が同時に成立することはその状況がソーシャル・ディレンマであることにはかならない。

この状況からどう脱却するかというと、契約を破ろうとする人々にペナルティーを課すことが考えられる。つまり契約違反はその遵守よりも高くつくようにするのである。そのためには各人はフリー・ライダーに對しその武力を他の成員と結託して行使することが必要である（前節参照）。このような形で武力行使の取り決めを実施するしくみを政府とよぶのであるが、これはまさに人々の厚生を増大させるしくみである。<sup>(3)</sup>

以上より政府というしくみをつくる動きは強制による集団行動であること、したがって政治そのものであること、そしてその根源にはソーシャル・ディレンマがあるということである。もとより人々がこのディレンマから脱却するには公益の強度が強制力行使に必要なコストを上回らなくてはならない。もし下回るならば政府の形成は望ましくないのである。注意点をひとつあげておく。上記の議論は闘争状態がソーシャル・ディレンマの状況であるからこそ成立したのであって、単に闘争状態であるからというものではない。かりに前記と同じ闘争状態の下で人々が、敗れたときの損失よりも勝ったときの利得を高く評価するならば、契約しようとする誘因がないことになる。政府の形成はありえないのである。換言すれば、人々は闘争状態からの利得  $R(\odot)$  を、生命と自由と財産の保証される状態からの純利得  $R(\ominus)$  よりも大きいと考えているのであって、この場合の  $R(\ominus)$  は定義によって公益ではなく、したがって強制力行使の論拠ははじめから存在しないのである。

プラトンは同じような主張を紹介している。彼は『国家』第二巻で正義とは何かを論じ、グラウコンの口を通してつぎのようなことをいう。

自然本来のあり方から言えば、人に「不正」を加えることは善、自分が不正を受けることは悪であるが、どちらかと言えば、自分が不正を受けてこらむる悪の方が、人に不正を加えて得る善よりも大きい。……（中略）……。そこで前者を避け、後者を得るだけの力のない連中は「不正」を加えることも受けることもないようたがいに契約を結んでおくのが得策と考えるようになる。こういうところから人々は法律を制定し、たがいの間に契約を結ぶということをはじめた。そして法の命ずることがらを「合法



的・公正しいこと」と呼ぶようになった。これがすなわち正義なるものの起源であり、本性である。つまり「正義」とは人に「不正」をはたらきながら罰を受けないという最善のことと、自分が仕打ちを受けながら仕返しをする能力がないという最悪のこととの、中間的妥協策である。<sup>(4)</sup>

ここで大切なことは「自分が不正を受けてこうむる悪の方が、人に不正を加えて得る善よりも大きい」からこそ「不正」を加えることも受けることもないようたがいに契約を結んでおく」という点である。「不正」を加えることも受けることもある状況からの利得は(2)、「不正」を加えることも受けることもない状況からの純利得は(3)であらわされ、しかも人々は前者より後者を望ましいとするのであるから、(1)式が成立する。すなわち人に不正を加えることも受けることもないことを、正義であるというならば、正義は定義から公益である。この正義を実現するために法律によるのはなぜか。これは契約を守らないフリー・ライダー防止のためである。放置しておけばフリー・ライダーが生ずるという前提があるのである。すなわち(2)式が成立する。ここにこの主張は(1)と(2)の成立する状況、つまりソーシヤル・ディレンマを前提としていることが判明する。<sup>(5)</sup>

以上と同じことがルソーの主張にもあてはまる。彼は一般意志と全体意志とを区別する。前者は共同の利益あるいは公共の福祉をはかるが、後者は個人の特殊利益のみをはかる個別意志の合計であるとする。<sup>(6)</sup>そして公共の福祉にしたがって国家のもろもろの力を指導できるのは一般意志だけだ<sup>(7)</sup>といひ、この一般意志に服従しない個別意志は国家の力で強制的に服従させられるという約束が社会契約の中に暗黙裡にふくまれているという。さらに統治者が自己の個別意志に一般意志を服従させようとして公共の力を使用すれば、政治体は解体すると述べている。<sup>(9)</sup>以上の引用から明らかだが、ルソーの一般意志は公益追求にあたり、その個別意志が私利の追求にあたる。しかも後者が前者と矛盾することの指摘を考慮すれば、前者は(1)式、後者は(2)式に対応するとみてよいから、彼の前提する状況はソーシヤル・ディレンマであると考えられる。<sup>(10)</sup>

ロールズの正義論も暗黙裡にソーシャル・ディレンマの状況を前提としている。社会制度に体化されるべき原理はなにか、またその原理はどのように導出されるかが彼の問題である。彼によれば、その原理は「公正」ということであって、抽象的には、人々を恣意的に差別することをなくし、互いに競合する彼等の要求を遍することなくバランスよく満たすことである。ではどうしたらよいか。具体的には、次のようなものである。(イ)他の人々の自由と両立するならば、各人は可能なかぎり自己の自由を追求する権利をひとしく認められるべきである。(ロ)各種の不平等な扱いは次の要件が満たされないならば、恣意的であるから排撃されねばならない。すなわちそれら不平等な扱いがすべての人々の利益に資すると期待されるとき、また不平等な扱いの源である、地位や役割に就く機会がすべての人に開かれているとき、である。<sup>(11)</sup>

さてこの原理はどのように導出されるか。原理である以上は人々を納得させなくてはならない。換言すれば人々の合意を得なくてはならない。そこで、「この原理がどのように導出されるか」ということを「この原理に人々がいかにかして同意するか」と言い換えてみるができる。さて現実には人々には自分の社会的地位、所得、能力、交友関係等に関する特殊な情報が与えられている。そこで人々はそれぞれの特殊な情報を利用して自利を追求しようとするであろう。その際他より有利な状況にある人々は不利な状況にある人々のために自利を犠牲にすることはしないであろう。すなわち正義二原理に対し合意を与える誘因はない。もしこの種の、個人にかかわる、特殊な情報がない(無智のヴェール)ならばどうか。各人は自分の将来の状況がどのようなところに落着くかまったく見当がつかない。そこで彼は自分のとるある戦略がありうべきあらゆる条件の下でどういう帰結をそれぞれもたらすかを考え、その中でもっとも悪い帰結のみをとりあげる。同じことを別の戦略についても行なうと、そこにそれぞれの戦略の下での最悪の帰結の束ができるから、その中から最良のものをもたらす戦略をとる(マクス・ミン原理)<sup>(12)</sup>であろう。その、最悪の中の最良の帰結の具体的内容が各人一致し、それが正義二原理だといっているのである。<sup>(13)</sup>ところで内容はとにかくその導出の

プロセスの形式に着目すれば、これはルソーの一般意志、プラトンの正義、ホッブス<sup>(14)</sup>・ロックの理性あるいは自然法と同一であることがわかる。われわれの用語では(1)式であって、これを公益あるいは集団合理性といってもよい。これに対し無智のヴェールを撤去すれば、人々は正義二原理に合意するインセンティブはなくなる。(2)式の示すフリー・ライダーとなるのである。このようにロールズの議論の前提にはソーシャル・ディレンマがあるのである。なお二原理の導出が人間性の変化あるいは別種の人間の想定からではなく、同じ合理的行動の下での、人々の特殊な情報の有無という与件の変化によってなされたことに注意する必要がある。ノルムの導出も合理的選択という同一の形式によって処理されるのである。

最後に念のため一点だけ申し添えておく。ここで取り上げた学説はほとんどが社会契約説である。この学説は、実際に政府ないし国家がどのように形成されたかを説明する上で全くの虚構であるとしてその価値を認めない向きが多い。この価値のない学説を個人の合理的行動に依拠して説明しても、それもまた無意味ではないかという意見がある。しかしこの学説の目的は「政府はどうあるべきか」という人々の胸底にある理念の根拠を提供するところにあるのであって、政府の形成を発生史的に説明することにあるのではない。政府の役割はどうあるべきかというノーマティブな問題に対する解答としてみれば、社会契約説はすこぶる説得力のある学説である。この学説を個人の合理的行動の仮定の下に再構成することは無意味ではないのである。

(1) Thomas Hobbes, *Leviathan or the Matter, Forme and Power of a Commonwealth ecclesiastical and civil*, ed. by Oakeshott, M., Basil Blackwell, Oxford, ch. 13, 14, pp.80-93, ch. 17, pp.109-113. John Locke, *Two Treatises of Government*, ed. by Laslett, P., Cambridge University Press (second edition), 1967, ch. 2, 3, pp. 287-300, ch. 9, 10, 11, pp.368-381. 自然状態に関してホッブスとロックと見解がことなるが、ロックの論理は一貫していないので、ホッブスの主張を主として取上げた。以下の議論については拙稿「市場機構による最小国家生成について」法学研究五五巻一号、第三節参照同じく前掲拙稿

「規範政治学…」および「政治学に対する…」第三節参照。

(2) モスはホッブスの無政府の状態を囚人のディレンマであると見た。L. S. Moss, "Some Public Choice Aspects of Hobbes's Political Thought," *History of Political Economy*, Vol. 19, No. 2, 1977, pp. 256-272. Especially see the footnote (15) on p.261.

(3) ホッブスの「万人の万人に対する闘争状態」の原因は人々の多様な欲求に対する充足手段の稀少性である。政府の強制により闘争は解消するが、闘争の原因である充足手段の稀少性はなくなるならない。それをめぐっての競合は存在する。ただその競合は政府によるルールにもとづいて秩序をもっておこなわれるのである。例えば私有財産権をみとめ市場のルールの下で財をめぐる競争をおこなわせたり、権力を得る競争は票を多く集めることをルールとして決着をつけるということである。

(4) プラトン『国家』田中美知太郎編訳、中央公論社、一九七八年、第二巻、三五九b、一〇九頁。

(5) 前掲拙稿「規範政治学……」市場機構……」の各々の第三節参照。

(6) ルソー『社会契約論』桑原・前川訳、岩波書店、一九八二年、四七頁。

(7) ルソー前掲書、四二頁。

(8) 同右、三五頁。

(9) 同右、八八頁。

(10) 一般意志を囚人のディレンマで説明したのは W.G. Runciman and A.K. Sen, "Games, Justice and The General Will," *Mind*, Oct. 1965, pp. 554-562. ㄥㄨㄨㄨ。

(11) J. Rawls, "Justice As Fairness," *Philosophical Review*, April 1958, p.133.

(12) マクシミン原則は、各人が最悪の状況に陥る確率を1とおくことであって、それを正当化する論拠はない。むしろ期待効用最大化原則を採用すべきである。トナーサニヤは主張する。J. C. Harsanyi, "Can the Maximin Principle Serve as A Basis for Morality? A Critique of John Rawls' Theory," *American Political Science Review*, Vol. 67, June 1975, pp.594-606.

(13) *op. cit.*, pp.136-141.

(14) 例えばホッブスは次のようにいう。自然法を容易に検査する法則は「自分自身して欲しくないと願うことは、他人に対しても行なうな」ということである。Hobbes, *op. cit.*, p.103. コントに自然法とは理性によって発見された戒律ないしは一般的な規則である。Hobbes, *op. cit.*, p.84.

## 結 論

個々人の合理的行動の想定の上に一貫した政治理論を構築できるか。これが本稿の問題であった。これに対する答は肯定的である。以下、これまで辿ってきた理路の大筋を個条書きに示して結論とする。

(一) 合理性とは所与の目的を達成する上で、そのために必要な犠牲を最小にする手段を選択することと定義する。ただし、どの手段が犠牲を最小にするかは、行動主体のその時々との与件に依存する。与件が変化すれば、最小の犠牲で済む手段も変化する。この点の不十分な理解がいくつかの誤解を生むことをみた。

(二) 合理性を政治のコンテクストの中で論じなくてはならないから、政治の規定を予めしておく必要がある。そこで政治とは所与の目的を集団行動で達成することと規定し、その際人々に強制力を行使して以て集団行動に駆り立てることを必要不可欠の契機とすると考える。かくて個人に対する集団、および強制力の各チームに注意を向けなくてはならない。

(三) すなわち個人についての合理性と集団についての合理性とを明確に区別し、さらに前者の追求が後者の実現をもたらす場合ともたらさない場合とにわけ、後者をソーシャル・ディレンマと称する。政治という解決手段が正当化されるのは、このディレンマからの脱却に使用される場合であり、しかもその場合にかぎられる。

(四) つぎに強制力の行使と被行使とを合理的行動の前提の上に定式化する。すなわち主体Aが主体Bを強制するというのは、AがBの与件を操作してBの状態を悪化せしめるとともにAの状態を良好することとする。いまAを集団とし、Bをその集団の任意の個々の成員とするならば、それがいわゆる政治権力の行使である。

(五) ここで強制力という概念とソーシャル・ディレンマの概念を結合する。すなわち放置しておけば個別合理性の追求が集団合理性の実現を阻害する状況を、人為によって個別合理性の追求が集団合理性を実現する状況へと変化させ

ること、そしてそのために集団が個々の各成員の与件を特定の方向に操作する方法がとられること、それが政治という解決方法の正当化されるケースであることを説明した。分析用具の整備という点からすれば、この個所が本稿の眼目である。

(六)プラトン、ホッブス、ロック、ルソー、ロールズ等の学説に共通の論理的骨格は、この(五)に述べたものである。なお、プラトンやロールズのいう「正義」、ホッブスやロックのいう「理性」あるいは「自然法を見分ける規則」、またルソーの「一般意志」は形式上すべて集団合理性としてあらわされる。この意味でまったくこれらは同一である。またロールズの「根源状態」あるいは「無智のヴェール」の想定はこの集団合理性を顕現せしめるための舞台装置にすぎないのである。

以上、(一)から(六)の段階を念頭におけば、合理的行動の想定に対するいくつかの誤解を解くことができる。すなわち、(七)自己の生命を抛つてでも国家のために尽くすことは非合理でも不合理でもない。当人の選好順位が国家を自己の生命より上位におくものであるかぎり、これは合理的である。この行動を不合理とするのは、そう断定する人が自己の選好順位を当の個人のそれと同一であると錯覚した結果である。

(八)無智でいること、あるいは事態を成行きにまかせることは不合理ではない。それは合理的行動の結果と解しうる。情報の収集と分析は費用を伴う行為であるから、この行為をなすか否かからしてすでに選択行為の対象なのである。

(九)人から強制されることを選択行動によって説明することができる。人から強制されることは選択肢の幅を狭められることであって、このことはただちに強制される人の選択行動そのものの排除を意味するものではない。逆にもし強制される人が選択行動をとらないとすれば、選択肢の幅を狭めることは彼の行動に対しなんの意味もないことになる。

(十)軍備競争や戦争を以てただちに人々の不合理な行動とするのは誤りである。正しくは集団の観点からすると不合

理であるが、個人の観点からすれば合理的であるというべきであらう。

(ト)人々が政府をつくり法を施行することで強制的に秩序を維持するという命題に対し、「これは人々が自分で自分を強制しているということであって、自主的にそうするからには言葉の真の意味での強制ではない」という反論がある。強制という語が政治の規定上不可欠であるとすれば、政府をつくり法を施行することは政治現象とは言えなくなる。もしそれを政治現象というならば、政治の規定から強制という契機をとりのぞくべきである、というのである。これに対してはこう答えることができる。人々が自分で自分を強制するという言い方は、個人の観点と集団の観点とを混同したためである、と。すなわち上記の批判は「自分」という語があるときは個人の意味に、あるときは集団の意味に用いるべきところを、それを区別せず用いている。ここに混乱の原因がある。かりに「自分」を個人として終始一貫して用いれば上記批判は矛盾をきたす。「自分」を集団と規定しても同じく矛盾につきあたるのである。正しくは前の「自分」は集団としての、後の「自分」は個人としての「自分」なのである。両者はその与件を異にする別の主体である。

最後に一言。個人の合理的行動を仮定して理論を構築できるとして右にとりあげた学説はたしかにノーマティブな学説のみであるが、このことからここでの主張の適用範囲がノーマティブな理論に限定されると速断するとすれば、それは正しくない。ポジティブな理論も個人の合理的行動の想定の上に構築することが可能であり、現に有力な理論も存在しているのである。

昭和六十年六月三十日 脱稿